

## 9.現代都市社会の無縁墓 ―札幌市を事例として

問芝 志保（筑波大学大学院）

### 1. はじめに

本調査は、現代社会における無縁者を対象とした墓や供養の事例研究として、札幌市をフィールドと定め、歴史的経緯ならびに現状を把握することを目的とする。

札幌市は北海道の中心都市として、特に高度成長期には北海道内の離農者や炭鉱離職者を吸収するかたちで、年間4万人ペースで人口が急増、1970年には人口100万人を突破した。今日、札幌市の人口は200万人に迫り、札幌市は日本の全790市のうち人口では4位、面積では16位にランクされる大都市となった。

北海道内の他地域における人口減少、過疎化は進行する一方で、人口や産業の札幌一極集中ともいうべき状況が顕著になっている。ただし近い将来には札幌市も人口減に転じることは疑いない。札幌市は日本の都市社会の行末を捉えるうえで有用なフィールドであると考えられるが、しかしもちろん、雪の影響や大型霊園の存在など、札幌市の墓の状況を他の都市と比較する際には考慮すべき特質がある。本稿では、札幌市における明治以降の無縁供養の歴史と、継承を必要としない今日的な墓の状況を中心に整理を試みたい。

### 2. 札幌市における墓地の歴史と現状

#### (1) 明治初期における札幌の墓地

明治の幕開けの時点での札幌は、数戸の和人とアイヌが住むのみというほぼ未開の原野であったという。明治2年に開拓使が設置されて以降は急速に都市建設が進められ、明治30年頃より産業化が進展していった。

開拓使は明治政府の墓地法制にのっとり、市街地の墓地の管理や郊外への移転、自然発生的墓地の取締り、寺院墓地の開設許可制限などの墓地行政を積極的に行った。高木博志に倣うならば、近世以前の宗教・文化的慣習の影響が小さく、流入人口だけで近代国家による都市建設が進められるという「ピュアな近代」を経験した明治の札幌からは、近代における官製の墓制がかなり「ピュアな形で検出できる」<sup>1</sup>ことになる。

とはいえ、法整備にもかかわらず、明治20年代頃までの札幌の墓地は荒れ、不法な埋葬や墓の打ち捨てが頻発していた。たとえば明治10年（1876）に開設された札幌区共葬墓地には、明治39年（1906）の改葬時に無縁墳墓が約900基あったという。また、明治19年（1886）から大正11年（1922）まで使用された豊平墓地の無縁塚および墓地周縁からは改葬時に約3,400体の遺骨が発掘されている<sup>2</sup>。ここで墓地周縁というのは、無縁物故者の遺体が、あとから身元が判明し改葬する場合に備えて墓地周縁に数十センチほどの浅さで土葬される場合も多くあったためだという<sup>3</sup>。明治前期の札幌においては、人口の流動性が

きわめて高く、いわゆる無縁物故者数が多かったためや、墓を維持する経済的余裕の無さのために、無縁墓が多かったと考えられる。

(2) 現在の札幌市における墓地の概況

明治 30 年代以降になると産業化の進展とともにしだいに墓地も整えられていった。現在の札幌市における墓地の分類と墓地数等を表に示すと表 1 のようになる。

表 1 札幌市における墓地の分類と墓地数等（市営霊園・民営霊園・寺院境内墓地は 2015 年、市営共同墓地は 1997 年のデータ。筆者作成）

| 分類      | 数  | 名称   | 面積㎡       | 区画数    | 開設      |
|---------|----|--|-----------|--------|---------|
| ①寺院境内墓地 | 20 | 略 ※札幌市内の全寺院数は 261 カ寺                                     | —         | —      | 明治～     |
| ②市営共同墓地 | 17 | 円山、八垂別、白石本通、上篠路、中沼、苗穂、丘珠、盤溪、屯田、発寒、澄川、藤野、滝野、月寒、北野、手稲、山口墓地 | 195,966   | 5,499  | 明 5～大 4 |
| ③市営霊園   | 3  | 平岸霊園、里塚霊園、手稲平和霊園   | 1,017,630 | 41,613 | 昭 16～48 |
| ④民営霊園   | 3  | 真駒内滝野霊園、藤野聖山園、簾舞霊丘公園                                     | 2,302,456 | 90,998 | 昭 42～56 |

人口 100 万人を超えるような都市の墓地数は通常数百～数千カ所にのぼるが、札幌市の場合には 43 カ所にとどまっている。これは先述のように、札幌市は明治期より墓地法制にもとづいて墓地を郊外化、大型化、集約化する方針を貫いてきており、さらに開拓使は寺院開設の申出に厳しく臨んでおり<sup>4</sup>、新設に抑制的であったためである。そのため①寺院境内墓地の数は非常に少なく、戦前においては基本的には明治期から続くいわゆる地域の共同墓地である②市営共同墓地が利用された。現在、市営共同墓地には空き区画が出ても新規の募集は行われない。なかには図 1 のように倒壊したままの墓石もみられる。

図 1 市営共同墓地内にみられる倒壊した墓



昭和期には③市営霊園の建設も進められたが、戦後の人口増とともにその分譲も限界となり、霊園事業への民間参入を求める意見が上がって<sup>5)</sup>、日本屈指の規模を誇る大型民営霊園も含めた合計 3 カ所の④民営霊園が郊外に誕生した。さらに隣接する小樽市、石狩市、北広島市などの民営霊園も利用可能であるため、墓地不足という状況にはない。しかしやはり市営霊園へのニーズは高く、空き区画が出た際の抽選倍率は平均約 5 倍、人気区画では 10 倍を超える。墓所使用料が年間 5～9 万円、納骨堂使用料では年間 800 円～11,800 円という安価であることが理由の一つと考えられる。

### 3. 札幌市営の無縁者対応の墓と供養

#### (1) 市営霊園の場合

札幌の市営霊園である平岸霊園には、1988 年に、無縁者に対応した合祀墓である「納骨塚」が設置された(図 2 の右)。これは、市営霊園・墓地の使用者が不明となって 10 年が経過した場合や、無縁故者・行旅病死者で死後 3 年経っても引き取り手のない場合などが主な対象である。しかし縁者がいる場合でも市民であれば一体 1,900 円の永代使用料で納骨できる。法要や名前のプレートなどは一切無く、生前申込みできない。

この合同納骨塚には 5,000 体分の収容が可能であったが、ついに 2013 年 7 月には満杯となり受け入れを一時中断する状況となった。納骨塚の利用者が増えたためである。その背景は 3 点ある。①「多死社会」の到来で死亡者数自体が増加していること。②無縁遺骨がそれ以上のペースで増加していること。札幌市において引き取り手のない遺骨の数は、2006 年度には 84 体であったものが、9 年後の 2015 年には 286 体へと増加したという(『朝日新聞』2016 年 12 月 31 日朝刊)。③さらに有縁者の利用が増加していること。北海道新聞の記事によれば、この納骨塚に 2007 年の 1 年間のうちに納められた遺骨は 5 年前の倍近い 327 体で、8 割近くは有縁者であったという(2008 年 8 月 12 日朝刊)。さらに 2 年後の記事によれば、2009 年度に収められた遺骨は 462 体にのぼり、8 割以上の 385 体は有縁であった(2010 年 11 月 26 日朝刊)。

図 2 札幌市平岸霊園の供養塚(左)、無縁塔(中央)、納骨塚(右)。供養塚と無縁塔は昭和 50 年代に戦前の墓地を移転した際に発掘された無縁墓や身元不明遺骨を合祀したもの



そこで札幌市は、新しく拡張した 12,000 体収容の「合同納骨塚」を 2014 年に開設、使用を開始した。価格は 1 体 9,100 円となっている。

#### (2) 札幌市無縁物故者追悼法要

以上の納骨塚での供養行事等は何ら行われていないが、札幌市の下部組織である札幌市社会福祉協議会は毎年「札幌市無縁物故者追悼法要」（あるいは「～盂蘭盆法要」と称する法要を寺院で主催している。これは毎年 8 月浄土宗新善光寺において、同協議会が願主となり、市内で 1 年間のうちに亡くなった行旅死亡人の遺骨を弔うものである。基本的には同協議会の職員や民生委員、寺院僧侶のみで行われており、一般市民の参加はできない。

#### 4. 民営霊園における継承不要の墓と供養

民営霊園ではそれぞれ独自の趣向で永代供養付の合同墓、納骨堂等が設けられている。

以下ではその事例として札幌市最大の霊園である真駒内滝野霊園の場合をみていきたい。2017 年現在、同霊園における一般の墓所の価格設定は墓所・墓石セット価格が 27 万円からとなっており、これに年間管理料 3,150 円が加わる。それに対し永代供養霊廟「ふる里霊廟」(図 3) は 11 万 8,800 円で利用できる。ふる里霊廟は 2006 年に開設された納骨堂であり、納骨後 100 日間は毎日僧侶による供養が行われ、その後「安置室」にて 3 年間個別に安置され、以降は合祀されることになっている。

このふる里霊廟と、前述の市営霊園の納骨塚との差異は、僧侶による定例法要が行われること、位牌型プレートの設置が可能であること、生前申込も可能であることという 3 点にある。滝野霊園の販売担当者によれば、近年は生前申込者の増加が著しいという。ふる里霊廟が選択される背景に生前申込というニーズの存在が挙げられるかもしれない。

図 3 真駒内滝野霊園の「ふる里霊廟」(左) と位牌型プレート (右)  
仏像の脇には十字架状の彫刻がみえる



#### 5. 次年度に向けて

本年度は、札幌市における墓制の歴史的展開と、市営・民営霊園それぞれにおける無縁



者対応の墓・供養の状況を整理した。現時点では推測にとどまるが、民営霊園が市営に対抗できる最大の利点が生前申込にあることが示唆された。

次年度は本年度の調査で得られた知見を踏まえながら、全く身寄りのない場合（いたとしても引き取り手のない場合）と、身寄りはあるが継承不要の墓を選択する場合とに分けて、供養の実施状況を詳しく検討していきたい。

---

1 高木博志 1997『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房、pp.235-238。

2 札幌市『札幌市墓地・火葬場の沿革』私家版。

3 札幌市豊平墓地移転委員会 1988『聖地に星のまたたき』私家版、および札幌市石材商工業協同組合への聞き取り。

4 札幌区役所 1911『札幌市史』私家版。

5 「この霊園の魅力 真駒内滝野霊園」『日本石材工業新聞』（2011年10月15日）。